

平成18年1月11日

株 主 各 位

〒100-6330  
東京都千代田区丸の内二丁目4番1号

**コ ナ ミ 株 式 会 社**

代表取締役社長 上月景正

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書の郵送またはインターネットによって議決権を行使することができますので、後記の参考書類をご検討いただき、お手数ながら平成18年1月25日（水曜日）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

1. 日 時 平成18年1月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区東品川四丁目10番1号  
コナミスポーツ株式会社 「アリーナ」  
（本冊子裏表紙の「臨時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

### 3. 会議の目的事項

#### 決議事項

- 第1号議案** 当社とコナミスポーツ株式会社との株式交換契約書承認の件  
議案の要領は、後記の「議決権行使についての参考書類」3頁から30頁に記載のとおりでございます。
- 第2号議案** 分割計画書承認の件  
議案の要領は、後記の「議決権行使についての参考書類」31頁から50頁に記載のとおりでございます。
- 第3号議案** 定款一部変更の件  
議案の要領は、後記の「議決権行使についての参考書類」51頁から52頁に記載のとおりでございます。

以 上

---

◎お願い 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

再生紙を使用しています

## 議決権行使についてのご案内

当日ご出席願えない場合は、次のいずれかの方法により、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 【議決権行使書郵送による行使について】

同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示、ご捺印の上、平成18年1月25日（水曜日）までに到着するようご返送ください。

### 【電磁的方法により議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

#### 記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。

【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>

※バーコード読み取り機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成18年1月25日（水曜日）まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって、複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

### 【電磁的方法による議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5以上またはNetscape 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）  
(Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国およびその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。)

### 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

名義書換代理人 住友信託銀行証券代行部

専用ダイヤル ☎ 0120-186-417（平日9:00～17:00受付）

その他の照会 ☎ 0120-176-417（平日9:00～17:00受付）

# 議決権行使についての参考書類

## 1. 総株主の議決権の数

1, 298, 498個

## 2. 議案及び参考事項

### 第1号議案 当社とコナミスポーツ株式会社との株式交換契約書承認の件

#### 1. 株式交換を必要とする理由

当社とコナミスポーツ株式会社（以下、「コナミスポーツ」という。）とは、コナミスポーツを存続会社とし、コナミスポーツライフ株式会社を消滅会社とする、平成18年1月5日付「合併契約書」に基づく合併の効力が発生することを条件として、平成18年3月1日を期して株式交換により、当社が完全親会社となり、コナミスポーツが完全子会社となることで合意し、平成18年1月5日にコナミスポーツと株式交換契約を締結いたしました。この中で株式交換の比率は、当社1に対しコナミスポーツ0.79（コナミスポーツ株式1株に対して当社株式0.79株を割当てる）としております。

高齢化社会の到来を迎えて、ひとびとの健康への意識が高まり、今後、健康関連サービスに対するニーズも多様化してくると考えられます。こうした時代の変化にいち早く応えるため、フィットネスクラブ施設運営と健康関連機器およびサービスを提供する、上記合併後のコナミスポーツを、株式交換によって当社の完全子会社とすることが最良の策であると判断するに至りました。これによりコナミグループの経営資源の適正な配分と迅速な経営の意思決定が可能となり、株主価値の増大が図られるものと考えております。

株主の皆さまにおかれましては、何卒この株式交換の趣旨をご理解いただき、株式交換契約書のご承認を賜りますようお願い申し上げます。

#### 2. 株式交換契約書の内容

##### 株式交換契約書（写）

コナミ株式会社（以下、「甲」という。）とコナミスポーツ株式会社（以下、「乙」という。）は、次のとおり株式交換契約（以下、「本契約」といい、本書を「本契約書」という。）を締結する。

#### 第1条（株式交換）

甲と乙は、甲が乙の完全親会社となり、乙が甲の完全子会社となるため、株式交換を行う。

## 第2条（株式交換に際して発行する株式及びその割当て）

甲は、株式交換に際して、新たに普通株式4,024,078株を発行し、これと甲が所有する自己の普通株式5,874,833株を合わせた計9,898,911株を、株式交換の日の前日の最終の乙の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）に対し、その所有する乙の普通株式1株につき甲の普通株式0.79株の割合をもってそれぞれ割当交付する。ただし、株式交換の日の前日において甲が所有する乙の普通株式15,760,500株に対しては、甲の普通株式を割り当てないものとする。

2. 甲が前項により乙の株主に割当交付する普通株式に対する利益配当金は、2005年10月1日を起算日として計算する。

## 第3条（株式交換交付金）

甲は、株式交換に際し、株式交換交付金を支給しないものとする。

## 第4条（増加すべき資本金及び資本準備金の額）

甲が株式交換により増加すべき資本金及び資本準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 増加すべき資本金 0円
- (2) 増加すべき資本準備金 株式交換の日に乙に現存する純資産額に乙の発行済株式総数に対する株式交換により甲に移転する株式数の割合を乗じた額より、甲が第2条第1項に基づき乙の株主に移転する甲の所有する自己の普通株式の帳簿価額の合計額を控除した額とする。

## 第5条（新株予約権の承継）

甲は、乙が2004年6月23日開催の定時株主総会決議に基づき、2004年7月30日付で発行した第1回新株予約権12,200個にかかる義務を次のとおり承継する。

- (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数  
株式の種類 甲の普通株式  
株式の数 963,800株（新株予約権1個につき甲の普通株式79株）
- (2) 新株予約権の行使に際して払込みを為すべき金額  
新株予約権の行使に際して払込みを為すべき金額は、新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に新株予約権の目的たる株式の数に乗じた金額とする。1株当たりの払込金額は3,133円とする。

- (3) 新株予約権を行使することができる期間  
2006年7月1日から2009年6月30日まで。
- (4) 新株予約権の行使の条件  
新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (5) 新株予約権の消却事由及び消却の条件  
甲は、いつでも、甲が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができる。
- (6) 新株予約権の譲渡に関する事項  
新株予約権を譲渡するには、甲の取締役会の承認を要する。
- (7) その他  
上記のほか、新株予約権の目的たる株式の数及び新株予約権の行使に際して払込みを為すべき金額の調整その他詳細についてはすべて乙の発行要領に準じるものとする。

#### 第6条（株式交換承認総会）

甲と乙は、2006年1月26日に、それぞれ株主総会（以下、「株式交換承認総会」という。）を招集し、本契約書の承認及び株式交換に必要な事項に関する決議を求める。ただし、株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により、甲と乙協議の上これを変更することができる。

#### 第7条（株式交換の日）

株式交換の日は、2006年3月1日とする。ただし、株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により、甲と乙協議の上これを変更することができる。

#### 第8条（乙の株券の提出）

乙の株式にかかる株券は、株式交換に際して、株式交換の日の前日までにすべて乙に提出するものとする。

#### 第9条（会社財産の管理等）

甲と乙は、本契約書締結後株式交換の日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲と乙協議の上これを行うものとする。

#### 第10条（株式交換前に就任した甲の監査役の任期）

甲の監査役であって株式交換前に就任した者の任期は、株式交換がなかった場合に在任すべき時までとする。

#### 第11条（株式交換条件の変更及び本契約書の解除）

本契約書締結の日から株式交換の日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態、経営状態に重大な変動が生じた場合又は株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲と乙協議の上、株式交換条件を変更し又は本契約書を解除することができる。

#### 第12条（乙の合併及び甲の会社分割）

本契約に基づく株式交換は、乙を存続会社としコナミスポーツライフ株式会社を消滅会社とする、添付1「合併契約書」に基づく合併の効力が発生したことを条件として行われ、2006年2月28日にかかる合併の効力が発生しない場合には、本株式交換は行われない。

2. 甲は、添付2「分割計画書」に従い、2006年3月31日を分割期日として、甲のデジタルエンタテインメント事業に関する営業を新設する株式会社コナミデジタルエンタテインメントに移転する、分社型新設分割を行うことを決議するものとする。

#### 第13条（本契約書の効力）

本契約書は、第6条に定める甲及び乙の株式交換承認総会の承認又は本契約の履行に必要な法令に定める関係官庁の承認等が得られないときは、その効力を失う。

#### 第14条（本契約に定めのない事項）

本契約書に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約書の趣旨に従い、甲と乙協議の上決定する。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、各1通を保有する。

2006年1月5日

甲 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号  
コナミ株式会社  
代表取締役 上月 景正 ⑨

乙 東京都品川区東品川四丁目10番1号  
コナミスポーツ株式会社  
代表取締役 大石 利光 ⑨

## 添付1「合併契約書」

### 合併契約書

コナミスポーツ株式会社（以下、「甲」という。）とコナミスポーツライフ株式会社（以下、「乙」という。）は、次のとおり合併契約書（以下、「本契約書」という。）を締結する。

#### 第1条（合併の方法）

甲と乙は、甲を存続会社、乙を解散会社として合併する。

#### 第2条（合併期日）

合併期日は、2006年2月28日とする。ただし、甲と乙は協議の上、合併手続進行上の必要性その他の事由によりこの期日を変更することができる。

#### 第3条（合併に際して発行する株式及びその割当）

甲は、合併に際して、合併期日前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき甲の普通株式3.99株の割合をもってそれぞれ割当交付する。

2. 甲は、新株式の発行に代えて、合併により乙から承継する自己の普通株式15,457,741株並びに自己株式として所有する普通株式302,759株の計15,760,500株を、乙の株主に移転する。

#### 第4条（増加すべき資本金及び準備金等）

合併により増加すべき甲の資本金、資本準備金、利益準備金、任意積立金その他の留保利益の額は、次のとおりとする。ただし、合併期日における乙の資産及び負債の状況等により、甲及び乙協議の上、これらの額を変更することができる。

##### (1) 増加すべき資本金

なし。

##### (2) 増加すべき資本準備金

乙より承継する財産額が、乙より承継する債務額、及び新株発行に代えて乙の株主に移転する甲の自己株式の帳簿上の価額の合計額を超過する価額（以下、「増加資本上限額」という。）から、本条本項第3号及び第4号の額を控除した額とする。

(3) 増加すべき利益準備金

合併期日における乙の利益準備金の額とする。

(4) 増加すべき任意積立金その他の留保利益

合併期日における乙の任意積立金その他の留保利益の合計額とする。ただし、積立てるべき科目及びその額は、甲及び乙協議の上、これを決定する。

2. 増加資本上限額が前項第3号及び第4号の合計額に満たないときは、前項第4号、第3号の順にそれらの増加額を増加資本上限額まで減少するものとする。

### 第5条（合併承認総会）

甲及び乙は、2006年1月26日に、それぞれ株主総会（以下、「合併承認総会」という。）を招集し、本契約書の承認及び合併に必要な事項に関する決議を求める。ただし、甲と乙は協議の上、合併手続進行上の必要性その他の事由により、この期日を変更することができる。

### 第6条（定款の変更）

甲は、合併により次のとおり定款を変更する（下線部分は変更箇所を示す。）。なお、その効力発生日は合併の日とする。

(現 行 定 款)	(変 更 後)
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 24. 化粧品、医薬品、医薬部外品及び健康器具、 医療機器の製造、加工、販売及び輸出入	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 24. <u>食料品</u> 、化粧品、医薬品、医薬部外品及び健康器具、 医療機器の製造、加工、販売及び輸出入

### 第7条（会社財産の引継）

乙は、2005年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに合併期日に至るまでの増減を加除した一切の資産及び負債並びに権利義務を合併期日において甲に引継ぎ、甲はこれを承継する。

### 第8条（利益配当の起算日）

甲が第3条により乙の株主に移転する株式に対する利益配当は、2005年10月1日を起算日として計算する。

#### 第9条（合併交付金）

甲は、合併に際して合併交付金を支給しない。

#### 第10条（会社財産の管理等）

甲と乙は、本契約書締結後合併期日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすような行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲と乙協議の上行うものとする。

#### 第11条（従業員の処遇等）

甲は、合併期日における乙の全従業員を甲の従業員として引き続き雇用する。ただし、勤続年数については乙における年数を通算し、その他の取扱いについては、甲と乙協議の上決定する。

#### 第12条（合併前に就任した甲の監査役の任期）

甲の監査役であって、合併前に就任した者の任期は、本合併がなかった場合に在任すべき時までとする。

#### 第13条（解散費用）

甲は、合併期日以降、乙の解散のために支出すべき費用を負担する。

#### 第14条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約書締結の日から合併期日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態、経営状態に重大な変動が生じた場合又は合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲と乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約書を解除することができる。

#### 第15条（甲とコナミ株式会社との株式交換及びコナミ株式会社の会社分割）

本合併の効力発生を条件として、甲は、別紙1「株式交換契約書」に従い、2006年3月1日を株式交換期日として、コナミ株式会社が甲の完全親会社となり、甲がコナミ株式会社の完全子会社となる、株式交換を行う。ただし、かかる株式交換は、甲及びコナミ株式会社の株主総会の承認を得ることを条件とする。

2. コナミ株式会社は、別紙2「分割計画書」に従い、2006年3月31日を分割期日として、同会社のデジタルエンタテインメント事業に関する営業を、新設する株式会社コナミデジタルエンタテインメントに対して承継させる新設分割を行うことを企図している。

#### 第16条（本契約書の効力）

本契約書は、第5条に定める甲及び乙の合併承認総会の承認又は法令に定める本契約書の履行に必要な関係官庁の承認等が得られないときは、その効力を失う。

#### 第17条（協議事項）

本契約書に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約書の趣旨に従い、甲と乙協議の上決定する。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、各1通を保有する。

2006年1月5日

甲 東京都品川区東品川四丁目10番1号  
コナミスポーツ株式会社  
代表取締役 大石 利光

乙 東京都品川区東品川四丁目10番27号  
コナミスポーツライフ株式会社  
代表取締役 田中 富美明

#### 別紙1「株式交換契約書」

参考書類3頁から6頁に記載のとおりであります。

#### 別紙2「分割計画書」

参考書類31頁から33頁に記載のとおりであります。

添付2「分割計画書」

参考書類31頁から33頁に記載のとおりであります。

3. 商法第354条第1項第2号の株式の割当に関する事項につきその理由を記載した書面の内容

株式交換比率決定理由書

(1) 第三者機関への株式交換比率の算定依頼

コナミ株式会社（以下、「コナミ」という。）とコナミスポーツ株式会社（以下、「コナミスポーツ」という。）の両社は、今般の株式交換にあたり、株式交換比率に関してその公正性、妥当性を確保する観点から、中立な立場の第三者機関である日興コーディアル証券株式会社（以下、「日興コーディアル証券」という。）にその算定を依頼いたしました。

(2) 第三者機関による株式交換比率算定方法及び算定根拠

日興コーディアル証券は、コナミ及びコナミスポーツそれぞれについて、市場株価方式、DCF（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー）方式を用いたうえで、これらの分析結果を総合的に勘案して株式交換比率レンジを算定し、その結果を両社に提示いたしました。

(3) 株式交換比率の検討

両社は、日興コーディアル証券から提示を受けた株式交換比率案について検討を行い、算定方法及び算定根拠が合理的であると判断し、日興コーディアル証券による株式交換比率案を原案として、協議を重ねました。

(4) 株式交換比率

以上の経緯を踏まえ、コナミとコナミスポーツの両社は、それぞれ平成18年1月5日開催の取締役会において、株式交換比率を次のとおりとすることを含む株式交換契約書を締結することを決議し、同日、両社間でこれを締結いたしました。なお、株式交換比率は日興コーディアル証券が算定した株式交換比率レンジ内に含まれております。

会社名	コナミ	コナミスポーツ
株式交換比率	1	0.79

4. 商法第354条第1項第2号の2の完全子会社となる会社の発行した新株予約権にかかる義務の承継に関する事項につきその理由を記載した書面の内容

完全子会社となる会社の発行した新株予約権にかかる義務の承継に関する理由説明書

コナミ株式会社（以下、「コナミ」という。）は、平成18年3月1日付の株式交換により、完全子会社となるコナミスポーツ株式会社（以下、「コナミスポーツ」という。）の完全親会社となる予定であります。

コナミスポーツは、平成16年6月23日の定時株主総会決議に基づき、コナミスポーツ株式会社第1回新株予約権（以下、「第1回新株予約権」という。）12,200個を発行していますが、株式交換後も引き続きコナミスポーツの役職員の意欲や士気の向上を図ることがコナミグループの企業価値最大化のために必要不可欠であることから、コナミが株式交換に際し、第1回新株予約権にかかる義務を次の通り承継いたします。

第1回新株予約権の承継に関する事項

- (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数  
株式の種類           コナミ普通株式  
株式の数               963,800株（新株予約権1個につきコナミの普通株式79株）
- (2) 新株予約権の行使に際して払込みを為すべき金額  
新株予約権の行使に際して払込みを為すべき金額は、新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。1株当たりの払込金額は3,133円とする。
- (3) 新株予約権を行使することができる期間  
2006年7月1日から2009年6月30日まで。
- (4) 新株予約権の行使の条件  
新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (5) 新株予約権の消却事由及び消却の条件  
コナミは、いつでも、コナミが取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができる。
- (6) 新株予約権の譲渡に関する事項  
新株予約権を譲渡するには、コナミの取締役会の承認を要する。
- (7) その他  
上記のほか、新株予約権の目的たる株式の数及び新株予約権の行使に際して払込みを為すべき金額の調整その他詳細についてはすべてコナミスポーツの発行要領に準じるものとする。

5. 株式交換当事会社の商法第354条第1項第3号から第6号までに定める貸借対照表及び損益計算書の内容

(1) 本株主総会日の前6ヶ月以内に作成した貸借対照表及び損益計算書

コナミ株式会社

中間貸借対照表

(平成17年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	( 203,217)	(負 債 の 部)	( 53,730)
流 動 資 産	99,738	流 動 負 債	35,120
現 金 及 び 預 金	57,773	支 払 手 形	1,448
受 取 手 形	1	買 掛 金	8,710
売 掛 金	12,207	1年内返済予定長期借入金	2,152
た な 卸 資 産	13,061	1年内償還予定社債	15,000
そ の 他	16,711	未 払 法 人 税 等	573
貸 倒 引 当 金	△ 16	そ の 他	7,236
固 定 資 産	103,478	固 定 負 債	18,610
有 形 固 定 資 産	3,709	社 債	15,000
無 形 固 定 資 産	11,767	長 期 借 入 金	2,276
投 資 そ の 他 の 資 産	88,001	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	1,332
投 資 有 価 証 券	80,654	預 り 保 証 金	2
そ の 他	7,446	(資 本 の 部)	( 149,486)
貸 倒 引 当 金	△ 98	資 本 金	47,398
合 計	203,217	資 本 剰 余 金	60,236
		資 本 準 備 金	36,818
		そ の 他 資 本 剰 余 金	23,418
		利 益 剰 余 金	70,018
		利 益 準 備 金	206
		任 意 積 立 金	34,094
		中 間 未 処 分 利 益	35,716
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1
		自 己 株 式	△ 28,168
		合 計	203,217

コナミ株式会社

中間損益計算書

〔自 平成17年4月1日〕  
〔至 平成17年9月30日〕

(単位：百万円)

科		目	金 額	
経 常 損 益 の 部	営 業 損 益 の 部	営 業 収 益		
		売 上 高		51,016
	営 業 損 益 の 部	営 業 費 用		
		売 上 原 価	33,041	
		販売費及び一般管理費	12,795	45,836
		営 業 利 益		5,179
	損 益 の 部	営 業 損 益 の 部	営 業 外 収 益	
営 業 損 益 の 部		営 業 外 費 用		276
		経 常 利 益		9,408
益 特 の 別 部 損		特 別 利 益		5,788
		特 別 損 失		25
		税 引 前 当 期 純 利 益		15,172
		法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		697
		法 人 税 等 調 整 額		3,277
		中 間 純 利 益		11,197
		前 期 繰 越 利 益		7,710
		合 併 に よ る 未 処 分 利 益 受 入 額		16,808
		中 間 未 処 分 利 益		35,716

## 中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法を採用しております。  
その他有価証券 時価のあるもの……中間決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

その他有価証券 時価のないもの……移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) デリバティブ ……時価法を採用しております。

#### (3) たな卸資産

製品・原材料……移動平均法による原価法を採用しております。  
仕掛品……移動平均法による原価法を採用しております。  
なお、制作中の仕掛品については個別法による原価法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法を採用しております。

無形固定資産……定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異については、13年による按分額を費用に戻し入れ処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することにしております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支払いに充てるため、内規による中間会計期末要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. 固定資産の減損に係る会計基準

当中間会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日）及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日））を適用しております。これによる損益に与える影響額は軽微であります。

7. その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理については、税抜方式によっております。

## 注記事項

### （中間貸借対照表関係）

1. 消費税等の取り扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、その差額を流動負債の「その他」に計上しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 5,734百万円

3. 下記関係会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

Konami Software Shanghai, Inc. 97百万円 (US \$ 863千)

4. 当中間期中の発行済株式数の増加

発行形態	合併
発行年月日	平成17年4月1日
発行株式数	10,794,142株
発行価格	—
資本組入額	—

(中間損益計算書関係)

1. 営業外収益の主なもの	
受 取 利 息	29百万円
受 取 配 当 金	4,394百万円
為 替 差 益	4百万円
2. 営業外費用の主なもの	
社 債 利 息	200百万円
3. 特別利益の主なもの	
関連会社株式売却益	5,555百万円
4. 特別損失の主なもの	
固定資産除売却損	25百万円
5. 減価償却実施額	
有 形 固 定 資 産	634百万円
無 形 固 定 資 産	1,352百万円

コナミスポーツ株式会社

中間貸借対照表

(平成17年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	(48,719)	(負 債 の 部)	(37,351)
流 動 資 産	7,133	流 動 負 債	20,215
現 金 及 び 預 金	328	支 払 手 形	109
売 掛 金	1,658	買 掛 金	581
た な 卸 資 産	1,141	短 期 借 入 金	7,490
そ の 他	4,040	未 払 金	3,021
貸 倒 引 当 金	△ 35	未 払 法 人 税 等	227
固 定 資 産	41,586	前 受 金	5,637
有 形 固 定 資 産	15,312	賞 与 引 当 金	484
無 形 固 定 資 産	1,329	そ の 他	2,662
投 資 そ の 他 の 資 産	24,944	固 定 負 債	17,135
関 係 会 社 株 式	371	社 債	15,000
長 期 差 入 保 証 金	20,578	関 係 会 社 長 期 借 入 金	150
そ の 他	3,994	退 職 給 付 引 当 金	1,258
貸 倒 引 当 金	△ 0	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	12
合 計	48,719	そ の 他	714
		(資 本 の 部)	(11,368)
		資 本 金	5,040
		資 本 剰 余 金	6,549
		資 本 準 備 金	3,031
		そ の 他 資 本 剰 余 金	3,518
		利 益 剰 余 金	7,782
		任 意 積 立 金	6,743
		中 間 未 処 分 利 益	1,039
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	80
		自 己 株 式	△ 8,085
		合 計	48,719

コナミスポーツ株式会社

中間損益計算書

(平成17年4月1日から  
平成17年9月30日まで)

(単位：百万円)

科		目	金 額	
経 常 損 益 の 部	営 業 損 益 の 部	営 業 収 益		
		売 上 高		39,946
		営 業 費 用		
		売 上 原 価	36,720	
		販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,262	38,982
		営 業 利 益		963
	営 業 外 損 益 の 部	営 業 外 収 益		36
営 業 外 費 用			166	
	経 常 利 益		833	
特 別 損 益 の 部		特 別 損 失		133
税 引 前 中 間 純 利 益				700
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税				111
法 人 税 等 調 整 額				287
中 間 純 利 益				301
前 期 繰 越 利 益				737
中 間 未 処 分 利 益				1,039

## 中間財務諸表作成の基本となる重要な会計方針

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

##### ①子会社株式

移動平均法による原価法

##### ②その他有価証券

時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直  
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産

##### ①商

品…移動平均法による原価法

（会計方針の変更）

評価方法を個別法から移動平均法による原価法に変更しております。  
この変更は、新しい統合基幹システムの稼動を受けて、月次損益及  
び期間損益を早期に確定し、迅速な経営判断を行うためのものであ  
ります。この変更による当中間会計期間の財務諸表に与える影響額  
は軽微であります。

##### ②貯 蔵 品…最終仕入原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産…定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除  
く）については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は、  
以下の通りであります。

建物 8年～50年、その他 2年～50年

#### (2) 無形固定資産…定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能  
期間（5年）に基づく定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金…一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権 については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上して おります。

#### (2) 賞与引当金…従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上して おります。

#### (3) 退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び 年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生してい ると認められる額を計上しております。

また、数理計算上の差異は、各期の発生時の従業員の平均残存勤務  
期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、そ  
れぞれの発生の翌期から費用処理することとしております。

#### (4) 役員退職慰労引当金…役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給 額を計上しております。

4. リース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
5. 消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。
6. 税効果会計  
中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当事業年度において予定している利益処分による特定情報通信機器特別償却準備金の取崩しを前提として計算しております。

## 注記事項

### (中間貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 24,104百万円
2. 消費税等の取り扱い  
仮払消費税及び仮受消費税等は、相殺の上、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。
3. 担保に供している資産  
投資有価証券 1百万円  
上記は、受託先の借入金等の担保として差し入れており、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。
4. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

### (中間損益計算書関係)

1. 営業外収益のうち主要なもの
 

受取利息	22百万円
受取配当金	6百万円
2. 営業外費用のうち主要なもの
 

支払利息	23百万円
社債利息	95百万円
3. 特別損失の内訳
 

固定資産除却損	114百万円
リース解約損	10百万円
その他	8百万円
4. 減価償却実施額
 

有形固定資産	927百万円
無形固定資産	56百万円
5. 1株当たり中間純利益 12円50銭
6. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## (2) 最終の貸借対照表及び損益計算書

## コナミ株式会社

貸借対照表

(平成17年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	( 187,798)	(負 債 の 部)	( 76,375)
流 動 資 産	79,904	流 動 負 債	41,008
現 金 及 び 預 金	37,121	支 払 手 形	5,662
売 掛 金	18,233	買 掛 金	8,589
製 品	2,846	1年以内に償還予定の社債	15,000
原 材 料	719	1年以内に返済予定の長期借入金	912
仕 掛 品	2,019	未 払 金	2,443
前 渡 金	3,862	未 払 費 用	4,843
前 払 費 用	577	未 払 法 人 税 等	3,245
繰 延 税 金 資 産	9,719	預 り 金	136
短 期 貸 付 金	3,192	そ の 他	173
未 収 入 金	1,244	固 定 負 債	35,367
そ の 他	567	社 債	30,000
貸 倒 引 当 金	△ 199	長 期 借 入 金	3,972
固 定 資 産	107,894	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	1,354
有 形 固 定 資 産	1,986	預 り 保 証 金	41
建 物 付 属 設 備	356	(資 本 の 部)	( 111,423)
構 築	1	資 本 金	47,398
機 械 装 置	0	資 本 剰 余 金	47,106
車 両 運 搬 具	3	資 本 準 備 金	23,608
工 具 器 具 備 品	1,596	そ の 他 資 本 剰 余 金	23,498
建 設 仮 勘 定	27	資本金及び資本準備金減少差益	23,498
無 形 固 定 資 産	11,332	利 益 剰 余 金	45,188
ソ フ ト ウ ェ ア	5,899	任 意 積 立 金	29,094
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	5,427	別 途 積 立 金	29,094
そ の 他	5	当 期 未 処 分 利 益	16,093
投 資 そ の 他 の 資 産	94,574	株 式 等 評 価 差 額 金	0
投 資 有 価 証 券	360	自 己 株 式	△ 28,271
関 係 会 社 株 式	87,318		
長 期 貸 付 金	1,496		
破 産 更 生 債 権 等	98		
長 期 前 払 費 用	61		
繰 延 税 金 資 産	2,380		
差 入 保 証 金	2,459		
そ の 他	511		
貸 倒 引 当 金	△ 111		
合 計	187,798	合 計	187,798

コナミ株式会社

損 益 計 算 書

〔自 平成16年4月1日〕  
〔至 平成17年3月31日〕

(単位：百万円)

科 目		金 額		
経 損 常 の 部	営 業 収 益			
	売 上 高		134,117	
	営 業 費 用			
	売 上 原 価	107,121		
	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	22,733	129,855	
	営 業 利 益		4,261	
	損 益 の 部	営 業 外 収 益		
		受 取 利 息 及 び 配 当 金	9,483	
		為 替 差 益	245	
		そ の 他	109	9,838
営 業 外 費 用				
支 払 利 息		153		
社 債 利 息		400		
そ の 他	98	652		
	経 常 利 益		13,447	
特 別 損 益 の 部	特 別 利 益			
	関 係 会 社 株 式 売 却 益	703		
	子 会 社 投 資 等 損 失 引 当 金 戻 入 益	1,019	1,722	
	特 別 損 失			
	固 定 資 産 除 却 損	67	67	
	税 引 前 当 期 純 利 益		15,102	
	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		4,410	
	法 人 税 等 調 整 額		△ 2,102	
	当 期 純 利 益		12,794	
	前 期 繰 越 利 益		6,534	
	中 間 配 当 額		3,235	
	当 期 未 処 分 利 益		16,093	

## 重要な会計方針

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

関係会社株式……移動平均法による原価法を採用しております。  
その他有価証券 時価のあるもの……期末決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

その他有価証券 時価のないもの……移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) デリバティブ ……時価法を採用しております。

#### (3) たな卸資産

製品・原材料……移動平均法による原価法を採用しております。  
仕掛品……移動平均法による原価法を採用しております。  
なお、制作中の仕掛品につきましては個別法による原価法によっております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法を採用しております。

無形固定資産……定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### 3. 重要な引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異（81百万円）につきましては、13年による按分額を費用に戻し入れ処理しております。数理計算上の差異は、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の定数（8年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理することにしております。

#### (3) 役員退職慰労引当金

商法施行規則第43条に規定する引当金であり、役員に対する退職慰労金の支払に充てるため、内規による期末要支給額を計上しております。

#### 4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### 5. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理については、税抜き方式によっております。

#### 6. 記載金額について

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

#### 7. その他

商法施行規則第48条にいうところの「関係会社特例規定」を適用しております。

### 注記事項

#### (貸借対照表関係)

##### 1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 26,278百万円

短期金銭債務 4,421百万円

長期金銭債権 2,641百万円

長期金銭債務 39百万円

##### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,949百万円

##### 3. 重要なリース資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、研究開発用、制作用コンピュータ及び事務用機器の一部について、リース契約により使用しております。

##### 4. 発行済株式数および自己株式数

発行済株式総数 普通株式 128,737,566株

当社が保有する自己株式の数 普通株式 9,256,155株

##### 5. 配当制限

商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額 0百万円

#### (損益計算書関係)

##### 1. 関係会社との取引高

売上高 133,209百万円

仕入高 23,399百万円

販売費及び一般管理費 4,454百万円

営業取引以外の取引高 9,866百万円

##### 2. 1株当たり当期純利益 105円33銭

コナミスポーツ株式会社

貸借対照表

(平成17年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(48,955)	(負債の部)	(37,518)
流動資産	7,155	流動負債	20,420
現金及び預金	837	支払手形	47
受取手形	0	買掛金	198
売掛金	1,341	短期借入金	8,800
商品	843	未払金	3,121
貯蔵品	303	未払法人税等	240
前払費用	1,555	未払消費税等	227
繰延税金資産	1,499	未払費用	1,281
未収入金	290	前受金	5,047
一年以内返還予定の差入保証金	375	預り金	596
その他流動資産	140	賞与引当金	329
貸倒引当金	△ 31	設備関係支払手形	529
固定資産	41,800	固定負債	17,098
(有形固定資産)	15,553	社債	15,000
建物	12,755	長期預り保証金	760
構築物	375	退職給付引当金	1,304
車両運搬具	1	役員退職慰労引当金	12
器具備品	676	その他固定負債	20
土地	1,728	(資本の部)	(11,437)
建設仮勘定	17	資本金	5,040
(無形固定資産)	3,578	資本剰余金	6,550
借家権	2,901	資本準備金	3,031
施設利用権	72	その他資本剰余金	3,518
ソフトウェア	131	資本金及び資本準備金減少差益	3,518
その他無形固定資産	473	利益剰余金	7,861
(投資その他の資産)	22,668	任意積立金	6,257
投資有価証券	140	特定情報通信機器特別償却準備金	57
子会社株	171	別途積立金	6,200
長期貸付金	636	当期末処分利益	1,603
長期差入保証金	19,947	株式等評価差額金	69
施設賃借仮勘定	495	自己株式	△ 8,083
長期前払費用	157		
繰延税金資産	1,110		
その他投資資金	9		
貸倒引当金	△ 0		
合 計	48,955	合 計	48,955

コナミスポーツ株式会社

損 益 計 算 書

(平成16年4月1日から  
平成17年3月31日まで)

(単位：百万円)

科		目	金 額	
経 常 損 益 の 部	営 業 損 益 の 部	売 上 高		
		フ イ ッ ト ネ ス 売 上 高	70,919	
		商 品 売 上 高	4,576	
		そ の 他 営 業 収 入	1,884	77,380
		営 業 費 用		
	売 上 原 価	68,775		
	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,192	72,967	
	営 業 利 益		4,412	
	営 業 外 損 益 の 部	営 業 外 収 益		
		受 取 利 息 及 び 配 当 金	44	
そ の 他 の 営 業 外 収 益		48	93	
営 業 外 費 用				
支 払 利 息		36		
社 債 利 息	190			
そ の 他 の 営 業 外 費 用	312	540		
経 常 利 益		3,965		
特 別 損 益 の 部	特 別 損 失			
	固 定 資 産 除 却 損	27		
	投 資 有 価 証 券 評 価 損	10		
	棚 卸 資 産 評 価 損	116		
	施 設 建 替 等 関 連 損 失	1,239		
ブ ラ ン ド 統 合 費 用	237	1,630		
税 引 前 当 期 純 利 益			2,335	
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税			163	
法 人 税 等 調 整 額			967	
当 期 純 利 益			1,204	
前 期 繰 越 利 益			760	
中 間 配 当 額			362	
当 期 未 処 分 利 益			1,603	

## 重要な会計方針

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

##### ①子会社株式

移動平均法による原価法

##### ②その他有価証券

時価のあるもの…決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直  
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産

##### ①商 品…個別法による原価法

##### ②貯 蔵 品…最終仕入原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産…定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物 8年～50年、その他 2年～50年

#### (2) 無形固定資産…定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### 3. 繰延資産の処理方法

社債発行費…商法の規定による最長期間（3年）で均等償却しております。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金…一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金…従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (3) 退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 また、数理計算上の差異は、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生の翌期から費用処理することとしております。

#### (4) 役員退職慰労引当金…役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。この役員退職慰労引当金は、商法施行規則第43条の規定による引当金であります。

### 5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 6. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 注記事項

### (貸借対照表関係)

- |   |           |
|---|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額   | 23,483百万円 |
| 2. 支配株主に対する短期金銭債権   | 22百万円     |
| 3. 支配株主に対する短期金銭債務   | 378百万円    |
| 4. 支配株主に対する長期金銭債務   | 20百万円     |
| 5. 子会社に対する短期金銭債権  | 48百万円     |
| 6. 子会社に対する短期金銭債務  | 735百万円    |
| 7. 重要なリース資産   |           |
| 貸借対照表に計上した固定資産の他、フィットネスマシン、スクールバス等は、リース契約により使用しております。                             |           |
| 8. 所有権が売主に留保されている固定資産   |           |
| 建物等一部については、割賦払いの方法で購入しているため所有権が売主に留保されており、その代金未払額は101百万円であります。                    |           |
| 9. 有価証券の時価評価により純資産額が69百万円増加しています。なお当該金額は商法施行規則第124条第3号の規定により、配当に充当することが制限されております。 |           |
| 10. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  |           |

### (損益計算書関係)

- |                                     |          |
|-------------------------------------|----------|
| 1. 支配株主との取引                         |          |
| 売上高（販売手数料等）                         | 330百万円   |
| 営業費用（商品仕入、施設営繕管理等）                  | 3,659百万円 |
| 固定資産の購入高                            | 28百万円    |
| 2. 子会社との取引                          |          |
| 売上高（ロイヤリティ収入等）                      | 235百万円   |
| 営業外収益（受取配当金）                        | 5百万円     |
| 営業外費用（支払利息）                         | 3百万円     |
| 3. 1株当たり当期純利益                       | 48円08銭   |
| 4. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。 |          |

## 第2号議案 分割計画書承認の件

### 1. 新設分割を必要とする理由

当社は設立から32年、時代の最先端を行く事業を一つずつ加えながら、今日まで成長してまいりました。現在では、デジタルエンタテインメント事業、健康サービス事業、ゲーミング&システム事業の3つのビジネスを展開し、それぞれが高い競争力を有しております。

しかしながら、IT技術の発達により経営スピードが飛躍的に加速し、また、企業のボーダレス化により世界基準の経営の透明性が求められるなど経営環境は激変し、そのような環境下において当社グループの企業価値・株主価値を更に向上させていくためには持株会社体制が最適との判断に至りました。

そこで、当社のデジタルエンタテインメント事業を、平成18年3月31日付で新たに設立する株式会社コナミデジタルエンタテインメントに承継させる会社分割（物的新設分割）を行い、当社は同日付でデジタルエンタテインメント事業、健康サービス事業、ゲーミング&システム事業に関する100%出資の事業会社を傘下に持つ、持株会社体制に移行することを決定いたしました。

持株会社体制の下、「経営の透明性の更なる向上」、「機動的な経営体制の構築」、「徹底した収益責任体制の構築」を実現させてまいりますので、株主の皆さまにおかれましては、本会社分割に関する分割計画書につきまして、何卒ご承認賜りますようお願い申しあげます。

分割計画書の内容は以下のとおりであります。

### 2. 分割計画書の内容

#### 分割計画書（写）

コナミ株式会社（以下、「甲」という。）は、甲の営むデジタルエンタテインメント事業に関する営業（以下、「本件営業」という。）を新たに設立する株式会社コナミデジタルエンタテインメント（以下、「乙」という。）に承継させるための新設分割（以下、「本件分割」という。）を為すことに関し、次のとおり分割計画書（以下、「本計画書」という。）を定める。

#### 1. 乙の定款の規定

乙の定款は、別紙1「株式会社コナミデジタルエンタテインメント定款」のとおりとする。

2. 分割を為すべき時期

本件分割を為すべき時期（以下、「分割期日」という。）は2006年3月31日とする。ただし、本件分割の手続きの進行に応じ、必要があるときは、取締役会の決議によりこれを変更することができる。

3. 乙が分割に際して発行する株式の種類及び数並びにその割当

乙は、本件分割に際して普通株式52万株を発行し、その全てを甲に割り当てる。

4. 乙の資本金及び準備金

乙の資本の額及び資本準備金は次のとおりとする。ただし、分割期日における資産及び負債の状態等により、これを変更することができる。

- ① 資本金 金260億円
- ② 資本準備金 乙が甲より承継する財産額より債務額を控除した額が前号①の資本金額を超過した場合には、その超過額とする。

5. 分割交付金

乙は、本件分割に際して分割交付金を支払わない。

6. 乙が承継する資産、負債及び権利義務

- (1) 乙は、分割期日において、甲より、別紙2「承継する権利義務等の明細」に記載する資産、負債、権利義務及び契約上の地位等を承継する。
- (2) 本件分割による甲から乙への債務の承継については、重疊的債務引受の方法によるものとし、分割期日をもって、甲が乙に承継させた債務につき、甲及び乙は連帯して負担するものとする。
- (3) 甲が乙に承継させた債務については、乙がかかる債務の全部を最終的に負担するものとし、甲が前項によりかかる債務の全部又は一部につき弁済その他の負担をした場合は、乙は、甲の請求に基づき、その負担額の全額を直ちに甲に支払うものとする。

7. 乙の取締役及び監査役の氏名

乙の取締役及び監査役は次のとおりとする。

① 取締役

田中 富美明

玉井 昭

野津 直之

② 監査役

盛本 長博

大沼 昇

岩垣 泰正

8. 乙の会計監査人の名称

乙の会計監査人は、あずさ監査法人とする。

9. 登記、登録、通知等

本件分割に際して、甲から乙に承継される資産、負債、権利義務及び契約上の地位等に関する登記、登録、通知等の手続きに要する登録免許税その他一切の費用は、甲の負担とする。

10. 条件の変更

本計画書作成の日から分割期日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲の財産状態もしくは経営状態に重要な変動を生じたときは、甲は本件分割条件を変更し、又は本件分割を中止することができる。

11. 競業避止義務

甲は、本件分割の効力発生後においても、本件営業と競合する営業を行うことができる。

12. 規定外事項

本計画書に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項は、本計画書の趣旨に従い、甲がこれを決定することができる。

2006年1月5日

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号  
コナミ株式会社  
代表取締役 上月 景正 ㊞

別紙1「株式会社コナミデジタルエンタテインメント定款」

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社コナミデジタルエンタテインメントと称し、英文では Konami Digital Entertainment Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 電子応用機器関連のソフトウェアおよびハードウェアならびに電子部品の研究、制作、製造および販売
2. 通信回線を利用したソフトウェアの提供および販売
3. インターネット上の企画、制作、販売
4. インターネット上のショッピングモールの企画、開設、運用およびそれらのノウハウの提供ならびに通信販売業
5. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付けたもの）のデザイン
6. 玩具の制作、製造および販売
7. レコード、テープ、ディスク、フィルム等による録音および録画物の企画、制作および販売
8. 書籍、雑誌等の出版物の企画、制作および販売
9. 古物売買業
10. 前各号に関連する著作権、商標権、意匠権、興行権、レコード化権、ビデオ化権の取得と管理業務
11. 前各号に関連する輸出入および代理業
12. 前各号の営業を行う者に対する投資
13. 前各号の事業に関連する事業およびこれに附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する。

## 第2章 株 式

(発行する株式の総数および株式の不発行)

第5条 当社の発行する株式の総数は200万株とする。ただし、消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減じる。

2. 当社は株式について株券を発行しない。

(1単元の株式数)

第6条 当社の1単元の株式数は100株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式は取締役会の承認がなければ譲渡することができない。

(株式取扱規則)

第8条 当社の株式の名義書換、質権の登録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する事項は、定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

(基準日)

第9条 当社は、毎年3月31日現在における株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株主総会

#### (招集)

第10条 当会社の定時株主総会は毎決算期の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じ随時これを招集する。なお、開催地については東京都区内とする。

#### (招集者および議長)

第11条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長が招集し、その議長となる。取締役会長および取締役社長のいずれにも差支えがあるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

#### (決議の方法)

第12条 当会社の株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

#### (議決権の代理行使)

第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、代理人は1名とし、代理権を証する書面を会社に差し出すことを要する。

### 第4章 取締役および取締役会

#### (取締役の員数)

第14条 当会社の取締役は10名以内とする。

#### (取締役の選任)

第15条 当会社の取締役は株主総会において選任する。

2. 当会社の取締役の選任決議には、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数で行う。
3. 当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第16条 当会社の取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。
3. 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、前任者の残存期間とする。

(代表取締役および役付取締役)

第17条 会社を代表すべき取締役ならびに取締役社長およびその他の役付取締役は、取締役会において選任する。

(取締役会の招集および議長)

第18条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長が招集し、その議長となる。取締役会長および取締役社長のいずれにも差支えがあるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

2. 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

(取締役会規則)

第19条 当会社の取締役会に関する事項は、法令または定款に定めがあるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(報酬)

第20条 取締役の報酬は、株主総会において定める。

## 第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第21条 当会社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任)

第22条 当会社の監査役は株主総会において選任する。

2. 当会社の監査役の選任決議には、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数で行う。

(監査役の任期)

第23条 当会社の監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残存期間とする。

(常勤監査役)

第24条 監査役は互選により、常勤監査役を選任する。

(監査役会の招集通知)

第25条 当会社の監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

(監査役会規則)

第26条 当会社の監査役会に関する事項は、法令または定款に定めがあるもののほか、監査役会の定める監査役会規則による。

(報酬)

第27条 監査役の報酬は、株主総会において定める。

## 第6章 計 算

(営業年度)

第28条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。

(利益配当および中間配当)

第29条 利益配当は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、これを行う。

2. 当会社は、取締役会の決議をもって、毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(除斥期間)

第30条 利益配当金または中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

## 附 則

(設立に際して発行する株式)

第1条 当社が設立に際して発行する株式の総数は、52万株とする。

(最初の営業年度)

第2条 当社の最初の営業年度は、当社成立から平成18年3月31日までとする。

(最初の取締役および監査役の任期)

第3条 当社の最初の取締役および監査役の任期は、就任後1年内の最終の決算期の定時株主総会の終結に至るまでとする。

(法令の適用)

第4条 本定款に規定のない事項は、商法その他の法令に従う。

## 別紙2「承継する権利義務等の明細」

### 1. 承継する資産

乙は、分割期日の前日において甲が所有し、甲のデジタルエンタテインメント事業に関する営業において管理する以下の資産を承継する。

#### (1) 動産等

- ① 製品、部品等の棚卸資産
- ② 機械装置、工具、器具及び備品
- ③ ソフトウェア（ただし、生産管理システムを除く）
- ④ その他、会計帳簿に記載されない消耗品、什器等

#### (2) 有価証券等

投資有価証券及び出資金のうち、すべての投資有価証券と子会社・関連会社に対する出資金を除く全部

#### (3) 金銭債権

- ① 売掛金及び受取手形
- ② 未収入金
- ③ 仮払金
- ④ その他

#### (4) その他の資産

- ① 繰延税金資産、長期繰延税金資産
- ② 前渡金、前払費用、長期前払費用

### 2. 承継する負債

乙は、分割期日の前日において甲が負い、甲のデジタルエンタテインメント事業に関する営業において管理する以下の負債を承継する。

- ① 未払金
- ② 未払費用
- ③ 前受金
- ④ 賞与引当金
- ⑤ 退職給付引当金

### 3. 承継する知的財産権

乙は、分割期日の前日において甲が所有し、甲のデジタルエンタテインメント事業に関する営業において所有する知的財産権を承継する。なお、甲が引き続き所有し、乙に承継しない知的財産権を本別紙末尾に定める。

#### 4. 承継する契約上の地位等

乙は、分割期日の前日において、甲のデジタルエンタテインメント事業に関する全ての契約における契約上の地位及びそれに付随する権利、義務を承継する。

#### 5. 承継する雇用契約等

乙は、甲のデジタルエンタテインメント事業に従事する従業員との間の雇用契約及びそれに付随する権利義務、就業規則に規定されている労働条件を甲から承継する。なお、乙に承継されない甲の従業員は以下の部門に所属する従業員とする。

- ① 財務本部IR部
- ② 財務本部業務審査室
- ③ 本社社長室
- ④ 広報室

#### 6. 承継する許認可等

乙は、分割期日の前日において、甲より承継する営業のみに関して甲が取得している許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なものについては、甲より承継する。

<末尾>

別紙2の3. に従い甲が引き続き所有する知的財産権一覧：

甲が各国において出願中または登録している以下の商標

@こなみるく\あつとまーくこなみるく\アットマークコナミルック
§GMD\KONAMI GAMING MACHINE DIVISION
§KCEOSAKA\KONAMI COMPUTER ENTERTAINMENT OSAKA
§KONAMI\NETWORK
§コナミ\キャラコレ\ワールド
Dance Dance Revolution KONAMIX
e. Konami Shop\e. コナミショップ\イー dotted コナミショップ
e. konami\イー dotted コナミ
e-konami\イーコナミ
ENTERTAINMENT CLUB∞KONAMI
GMD (ロゴ) & KONAMI GAMING MACHINE DIVISION
KONAMI SELECTION/コナミセレクション
Konami
KONAMI
KONAMI & DEVICE (コナミマーク)
KONAMI & DEVICE (コナミマーク斜め)
KONAMI (文字だけ斜め)
KONAMI/XXL/SPORTS SERIES (ロゴ)
KONAMI ANTIQUES
Konami Antiques
KONAMI ARCADE CLASSICS
KONAMI COLLECTION CARD\コナミコレクションカード
KONAMI COLLECTOR'S SERIES
KONAMI COLLECTOR'S SERIES ARCADE ADVANCED (ロゴ)
KONAMI COLLECTOR'S SERIES ARCADE CLASSICS (ロゴ)
KONAMI COMPUTER GAMES\コナミコンピュータゲームズ
Konami Device (コナミマーク)
KONAMI ELITE II
KONAMI EVOLUTION SNOWBOARDING
KONAMI FUND\コナミファンド
KONAMI GAMING
KONAMI GB COLLECTION
KONAMI GOLFING GREATS
KONAMI GT
KONAMI INTERNATIONAL SUPERSTAR SOCCER
KONAMI INTERNET RADIO STATION\§db-FM
KONAMI J-APPLI/コナミ J-APPLI/コナミジェイアプリ
KONAMI Kids Smile (ロゴ)
KONAMI KRAZY RACERS
KONAMI LOOK
KONAMI LOOK\コナミルック
KONAMI MOBILE
Konami Mobile Casino
KONAMI MOTION
KONAMI MUSIC ENTERTAINMENT\コナミミュージックエンタテイメント

KONAMI MUSIC HITS!
KONAMI NET\コナミネット
KONAMI OPEN GOLF
KONAMI PARLOR ENTERTAINMENT\コナミパーラーエンタテイメント
KONAMI Pop'n music
KONAMI PREMIER SOCCER
KONAMI RACING
KONAMI REP\コナミレップ
KONAMI SERVICE\コナミサービス
Konami Sports
KONAMI SPORTS
KONAMI SPORTS (ロゴ)
KONAMI SPORTS CLUB
KONAMI SPORTS CLUB/Business Class/GRANCISE
KONAMI SPORTS CLUB/for EXECUTIVE/GRANCISE
KONAMI SPORTS CLUB/for EXECUTIVE/GRANCISE (ロゴ)
KONAMI SPORTS LIFE/コナミスポーツライフ
KONAMI SPORTS/コナミスポーツ
KONAMI SUPERSTARS SOCCER/KONAMI SOCCER SUPERSTARS/KONAMI SUPERSTAR SOCCER/KONAMI SOCCER SUPERSTAR
KONAMI THRILLDRIVE
KONAMI TOKIMEKI WRIST GAME
KONAMI TOKIMEKI WRIST WATCH
Konami TRACK & FIELD
KONAMI WAIWAI RACING ADVANCE
KONAMI WINTER GAMES
KONAMI WORLD SOCCER WINNING ELEVEN
KONAMI ポップンミュージック
KONAMI & Device
KONAMI (ブランドロゴ)
KONAMI (マーケティングロゴ)
KONAMI/ENDEAVOUR/SERIES
KONAMI/ネット麻雀/NETMAHJONG
KONAMI\BB弾
KONAMI\SPORTS
Konami\コナミ
KONAMI\コナミ
KONAMI'S TEDDY BEAR\コナミズテディベア
KONAMI'S TEDDY BEAR\コナミズテディベアー
KONAMI ♪MUSICフル
KONAMI∞ENTERTAINMENT CLUB
KONAMIOnline.com/KonamiOnline.com/コナミオンラインドットコム
KONAMI'S OPEN GOLF CHAMPIONSHIP
KONAMISPORTSCLUB/コナミスポーツクラブ
KONAMIの古いセンセーション
konami波マーク
SCHOOL/KONAMI SPORTS CLUB
sports! konami
WELLNESS/KONAMI SPORTS CLUB
XAX エグザスツアー/KONAMI SPORTS CLUB (ロゴ)

お得なサイトコナミ
キクミルコナミ
キッズコナミ/KID'S KONAMI/Kid's konami
コナミ
コナミ コンピュータ エンタテイメント\KONAMI COMPUTER ENTERTAINMENT
コナミ ワイワイレーシング アドバンス\KONAMI WAIWAI RACING ADVANCED
コナミ/KONAMI
コナミ/アーケードゲーム/コレクション (ロゴ)
コナミ・レトロゲーム
コナミ★メダル王国
コナミ80'Sアーケードギャラリー
コナミアーケードゲームコレクション (ロゴ)
コナミアーケードネット\KONAMI ARCADE NET
こなみあーていずとぶろだくつ\コナミアーティストプロダクツ\KONAMI ARTIST PRODUCTS
コナミアプリDX
コナミアプリコレクション/KONAMI APPLI COLLECTION
コナミアミュージメント保守サービス
コナミアンティークス\KONAMI ANTIQUES
コナミエンタテインメントクラブ\KONAMI ENTERTAINMENT CLUB
コナミカードサブライシシリーズ
コナミキャラコレワールドEZ
コナミキャラコレワールドi
コナミックオリティーライフ研究所
コナミサンキュウシリーズ (カラーロゴ)
コナミズテディ\KONAMI'S TEDDY
コナミスポーツ\KONAMI SPORTS
コナミスポーツクラブ/BLACKCARRANT/ブラックカラント
コナミスポーツクラブ/KONAMI SPORTS CLUB
コナミスポーツブラザ
コナミスポーツマスターズ
コナミスポーツ塾
コナミチャンネル/KONAMI CHANNEL
コナミック
コナミックゴルフ/KONAMIC GOLF
コナミテックギア\KONAMI TECH GEAR
コナミデラックスパック (PD)
コナミテレマーケティング センター
コナミネットDX
コナミネットミックス
コナミのピンポン
コナミバーラーリサーチ
コナミポケッツ\KONAMI POCKET'S
コナミマスターズ
コナミモバイル・オンライン
こなみるく\コナミルック\KONAMIRUKU
コナミワイワイワールド
コナミ完璧攻略シリーズ
コナミ対戦コロシアン
コナミ殿堂セレクション

コナミ殿堂セレクション (ロゴ)
ピーマニポケット コナミックス
ベビーコナミ/BABY KONAMI/Baby Konami
可樂美
科樂美
科樂美
小波\こなみ
毎日ほっしん!コナミゲームソフトサテライト
恋羽こなみ\こいわこなみ

3. 分割によって設立する会社の取締役、監査役及び会計監査人に関する事項

(1) 取締役

氏名 (生年月日)	略 歴	所有する当社の株式の数
田 中 富美明 (昭和36年3月10日生)	昭和56年4月 当社入社 平成8年6月 当社取締役 平成10年3月 当社常務取締役 平成12年3月 当社AM事業（現 アミューズメントカンパニー）本部長 平成12年6月 当社取締役執行役員専務 平成14年11月 当社IT統括本部長 平成14年12月 コナミスポーツライフ株式会社代表取締役会長 平成17年4月 当社専務執行役員日本担当 (現在に至る)	64,693株
玉 井 昭 (昭和38年10月14日生)	平成11年9月 当社入社 平成13年4月 当社税務室（現 税務統括部）長 平成14年10月 当社IT戦略部長 平成16年10月 当社財務本部長兼財務部（現 財務統括部）長 平成17年4月 当社執行役員 (現在に至る)	922株
野 津 直 之 (昭和30年11月18日生)	平成12年4月 当社入社 管理部長 平成16年1月 当社管理本部長 平成16年5月 当社執行役員 (現在に至る)	779株

## (2) 監査役

氏名 (生年月日)	略歴	所有する当社の株式の数
盛本長博 (昭和22年2月13日生)	平成7年7月 当社入社 平成14年2月 株式会社コナミオリンピックスポーツクラブ (現 コナミスポーツ株式会社) 監査役 平成15年1月 コナミスポーツライフ株式会社常勤監査役 (現在に至る)	6,438株
大沼昇 (昭和23年1月1日生)	平成11年6月 当社常勤監査役 (現在に至る)	1,285株
岩垣泰正 (昭和22年8月16日生)	平成11年1月 株式会社コナミコンピュータエンタテインメントジャパン監査役 平成11年6月 株式会社コナミコンピュータエンタテインメント東京監査役 平成11年6月 株式会社コナミコンピュータエンタテインメント大阪監査役 平成16年6月 コナミリアルエステート株式会社常勤監査役 平成17年6月 コナミスポーツ株式会社監査役 (現在に至る)	0株

(3) 会計監査人

あずさ監査法人 概況

(平成17年11月30日)

名 称：あずさ監査法人  
事務所：主たる事務所  
東京都新宿区津久戸町1番2号  
：従たる事務所  
札幌事務所 盛岡事務所 仙台事務所 山形事務所  
金沢事務所 富山事務所 新潟事務所 長野事務所  
高崎事務所 水戸事務所 埼玉事務所 千葉事務所  
横浜事務所 静岡事務所 名古屋事務所 三重事務所  
岐阜事務所 京都事務所 奈良事務所 大阪事務所  
和歌山事務所 神戸事務所 岡山事務所 広島事務所  
米子事務所 松山事務所 下関事務所 高松事務所  
大分事務所 福岡事務所 長崎事務所

沿革：昭和60年7月1日 監査法人朝日新和会計社設立。  
平成5年10月1日 井上斎藤英和監査法人（昭和53年4月5日設立）と合併し、名称を朝日監査法人とする。  
平成16年1月1日 あずさ監査法人（平成15年2月26日設立）と合併し、名称をあずさ監査法人とする。

構成人員： [非常勤者を含めた総人員数]  
公認会計士 1,459名 [1,649名] （代表社員232名、社員182名）  
会計士補 786名 [ 806名]  
その他職員 642名 [ 667名]  
合計 2,887名 [3,122名]

クライアント数：5,665社  
・監査証明業務 4,159社  
（証取商法733、証取法90、商法1,279、学校法人277、労組74、その他の法定監査307、その他の任意監査1,399）  
・その他の業務 1,506社

出 資 金：3,230,000,000円

4. 商法第374条ノ2第1項第2号の株式の割当てに関する事項につきその理由を記載した書面の内容

株式の割当てに関する理由書

コナミ株式会社は平成18年1月5日開催の取締役会において承認された分割計画書に基づき、平成18年3月31日を分割期日として、当社のデジタルエンタテインメント事業を新設する株式会社コナミデジタルエンタテインメントに承継させる新設分割を行うことを計画しておりますが、本件分割に際して、新設会社が発行する普通株式52万株すべてを当社に割り当てることといたします。

5. 商法第374条ノ2第1項第3号の各会社の負担すべき債務の履行の見込みのあること及びその理由を記載した書面の内容

債務の履行の見込みがあることに関する理由書

当社は平成18年1月5日開催の当社取締役会において承認された分割計画書に基づき、平成18年3月31日を分割期日として、当社のデジタルエンタテインメント事業を新設する株式会社コナミデジタルエンタテインメント（以下、「新設会社」という）に承継させる新設分割（以下、「本件分割」という）を行うにあたり、当社及び新設会社がそれぞれ負担すべき債務につき、以下の理由により、債務の履行の見込みがあると判断いたします。

1. 当社について

当社の平成17年9月30日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ203,217百万円及び53,730百万円であり、当社の資産の額はその負債の額を十分に上回っております。また、当社は平成17年10月1日を期日として当社100%子会社であるコナミマーケティング株式会社を吸収合併（簡易合併）しておりますが、当社の平成17年10月1日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ211,851百万円及び61,618百万円であり、当社の資産の額はその負債の額を十分に上回っております。

また、平成17年10月1日から現在に至るまで、当社の負担すべき債務の履行に影響を及ぼすような事態は発生しておらず、今後分割期日に至るまでに、当社の負担すべき債務の履行に影響を及ぼすような事態は予定されておられません。

さらに、本件分割後の当社の事業活動において、当社が負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態の発生は予想されておられません。

以上より、分割期日以降に弁済期が到来する当社の負担すべき債務につき、その履行の見込みがあると判断いたします。

## 2. 新設会社について

本件分割により当社が新設会社に承継させる予定の資産及び負債の額は、それぞれ72,943百万円及び20,943百万円であり、本件分割が実施された場合でも、新設会社の資産の額は、その負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、平成17年10月1日から現在に至るまで、本件分割により当社が新設会社に承継させる予定の資産及び負債の額に大きな変動は生じておらず、今後分割期日に至るまでに、当該資産及び負債の額に大きな変動が生じるような事態も予定されておりません。

さらに、本件分割後の新設会社の事業活動において、新設会社が負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態の発生は予想されておりません。

以上より、分割期日以降に弁済期が到来する新設会社の負担すべき債務につき、その履行の見込みがあると判断いたします。

## 6. 商法第374条ノ2第1項第4号から第7号までに定める貸借対照表及び損益計算書

- (1) 本株主総会日の前6ヶ月以内に作成した貸借対照表及び損益計算書  
参考書類14頁から18頁までに記載のとおりであります。
- (2) 最終の貸借対照表及び損益計算書  
参考書類23頁から26頁までに記載のとおりであります。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

当社は第2号議案「分割計画書承認の件」に上程しておりますとおり、会社分割方式による持株会社化を計画しており、これに対応するため、現行定款第2条（目的）について所要の変更を行うものであります。なお、本定款変更については、第2号議案「分割計画書承認の件」が承認可決され、かつ同議案における会社分割の効力が発生することを条件として、会社分割の効力発生日をもって変更の効力が生じるものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（目的） 第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電子応用機器関連のソフトウェアおよびハードウェアならびに電子部品の研究、制作、製造および販売</li> <li>2. 音楽・音声・映像のソフトウェア（ディスク、テープおよびフィルム等）の企画、制作、製造、賃貸および販売ならびにその原盤の制作・取得および譲渡・使用許諾</li> <li>3. 音楽著作権、著作隣接権の取得、管理、利用促進・開発ならびに譲渡・使用許諾</li> <li>4. 書籍、雑誌、楽譜等の出版物の企画、制作および販売</li> <li>5. 玩具の制作、製造および販売</li> <li>6. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付けたもの）のデザイン</li> <li>7. インターネット上の企画、制作、販売</li> <li>8. インターネット上のショッピングモールの企画、開設、運用およびそれらのノウハウの提供ならびに通信販売業</li> <li>9. 通信回線を利用したソフトウェアの提供および販売</li> <li>10. スポーツ施設、遊技場の経営</li> <li>11. 清涼飲料水、食料品、酒類、スポーツ用品、衣料品、コンピュータゲーム機器の販売</li> <li>12. 広告代理業、保険代理業、放送事業、旅行・スポーツ等のレジャー業</li> </ol>	<p>（目的） 第2条 当会社は、<u>次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理ならびにそれに付帯する業務を行うことを目的とする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ～20. 現行どおり</li> </ol>

現 行 定 款	変 更 案
13. 古物売買業 14. 不動産売買、賃貸、仲介および管理業 15. 有料職業紹介事業 16. 有価証券の保有および運用 17. 前各号に関連する著作権、商標権、意匠権、興行権、レコード化権、ビデオ化権の取得と管理業務 18. 前各号に関連する輸出入および代理業 19. 前各号の営業を行う者に対する投資 20. 前各号の事業に関連する事業およびこれに附帯する一切の業務	

以 上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

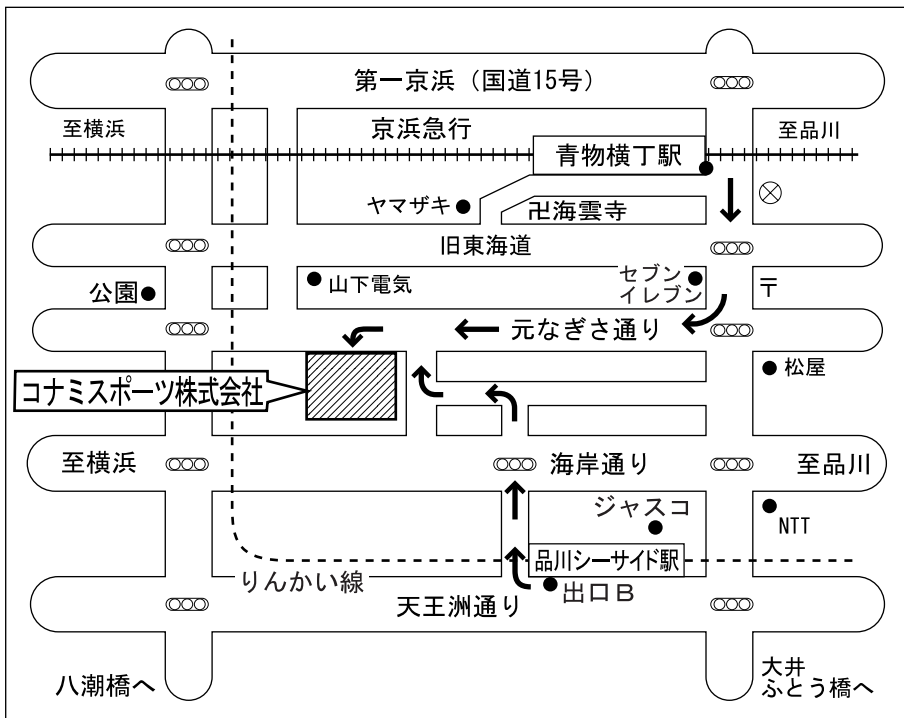
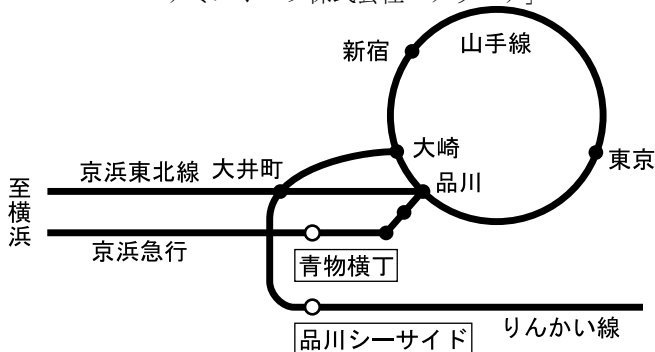
A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

# 〈臨時株主総会会場ご案内図〉

会場 東京都品川区東品川四丁目10番1号  
 ヨナミスポーツ株式会社「アリーナ」



～交通機関～

- 京浜急行「青物横丁」駅（特急・急行停車）より徒歩5分
- りんかい線「品川シーサイド」駅（出口B）より徒歩5分